

- 1 監査実施箇所名 県立米子図書館
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月5日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 労務員	計	臨時職員	合 計
定 員	12	—	1	—	—	13	—	13
現 員	12	—	1	—	—	13	—	13

(2) 予算の執行状況

(昭和42年3月31日現在)

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収入済額 円	収 入 未 済 額 円	収 入 入 入 額 円	摘 要
財産売却収入	0	2,336	2,336	0	0	物品売却収入
合 計	0	2,336	2,336	0	0	

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円	摘 要
教育総務費	40,000	38,470	1,530	
社会教育費 (社会教育館費)	13,259,019	13,076,999	182,020	
合 計	13,299,019	13,115,469	183,550	

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 図書館協議会

年2回開催

昭和41年12月8日 委員13名出席
昭和42年3月18日 委員12名出席

イ 館報及同別冊等発行

館報 4回 30,800円
同別冊 2回 14,000円

新着図書目録 2回 15,000円

ウ 児童室のお母さんの会

教育ママ、子どもの読書指導等をテーマとして年11回開催。参加者272人。

エ 古文書を読む会

昭和41年7月から新らしく取り上げて郷土史の解読探究。

年9回開催、参加者110人。

オ その他

- (1) 米子市公民館巡回文庫 9月より実施
- (2) 点訳奉仕団の指導 9月より実施
- (3) 郷土史蹟めぐり 春秋2回実施
- (4) 読書基盤調査

5 留意事項

- (1) 立木(自然生桐の木)を1,500円で売却しているが、材積の調査をしないで業者の見積価格を予定価格としていた。売払い事務の適正を期されたい。
- (2) 伯耆文化研究会主催で講演会、研究会等が開催されているが、公有財産事務取扱規則第9条に基づき行政財産使用許可申請書を提出させるべきである。
- (3) 本館敷地及び日野分館建物の借用にかかる使用貸借契約の締結方に

ついでに、前年度の監査で指摘したところであるが未解決である。契約の促進を図らねばならない。

(4) 境港分館の電灯料の支払は、毎月330円の定額支出となつてゐるが、その料金の算出根拠(分館の建物には他に共同使用者がある。)が明確でない。分割支払の明細を徴し、算出根拠を明確にしておくべきである。

(5) 当館は、館本来の業務のかたわら、伯耆文化研究会(会員80名程度で年間200円を会費として徴収、伯耆地区の郷土史研究と講演会等の開催の運営事務を取り扱つてゐるが、この研究会は会員から徴収する会費が滞納となる関係もあつて運営が苦しく、やむを得ず印刷費等活動経費の不足分を県費でまかなつてゐた。館と会の活動面での関係は密接なものもあるが、事務は厳に区別して行なうようにされたい。

6 組織運営について

(1) 当館は、図書館法第2条に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として運営されてゐるが、同法第3条第1項第3号には「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。」と規定されてゐる関係もあり、貴重で必要な郷土資料等を収集するうえにおいては、古文書を読解する者を得ることが先決であると考えられるので、古文書が読解できる者の設置又は養成等について検討されるよう望む。

(2) 図書館分館の統合整理については、毎年指摘要望してきたところであるが、昭和42年4月1日1名定員減となつたことにも関連し、自動

車による巡回文庫を開設する等運営活動の合理化について併せて検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立青年の家
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月23日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

(昭和42年3月31日現在)

区分	所長	事務職員	用務員	合計
定員	1	1	1	3
現員	1	1	1	3

(2) 予算の執行状況

科目	目録	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
使用料		577,370円	577,370円	0円	青年の家使用料

5 主な事務事業の実施状況

(1) 青年の家利用状況

種別	区分	宿泊	休憩	会議室使用	計
利用人員		延 4,943人	延 1,435人	延 3,431人	延 9,809人
利用料金		494,880円	44,390円	38,100円	577,370円

6 留意事項

- (1) 「鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則」第8条によれば、青年の家を使用する者は、あらかじめ使用申込書を所長に提出し、所長はこれを許可したときはすみやかに使用許可書を申込者に交付するとになっているが、この使用許可書の交付がなされていない。合規の事務処理をされたい。
 - (2) 所長は、青年の家の使用状況及び収入状況を各月ごとに取りまとめ翌月10までに教育長に報告しななければならぬことになっているが、この報告が遅れ勝ちでなかには2か月分をまとめて提出している事例もあつた。報告の期日を厳守されたい。
 - (3) 当施設の使用料は、鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例に規定されているが、その徴収内容を個々に検討してみると、なかには条例の定めを照し必ずしも適当と認めがたいものがある。適正な使用料を徴収するようにされたい。
- 7 運営について
- (1) 当年度の当施設の延利用人員は前掲したとおり9,809人で、前年度の11,802人に比較し1,993人減少し、したがって使用料収入も82,630円減収となつている。宿泊人員は1日平均13.5人で収容定員50人に対し27%の利用率で、また、利用団体は県外を除いてほとんど東部地区の団体に限られている。利用者への勧誘については、自主研修と併せてさらに工夫努力して、利用率の向上をはかるとともに県内中、西部地区の利用者の開拓についても格別の配慮を望む。

1 監査実施箇所名

鳥取県国民健康保険団体連合会

2 監査執行年月日

昭和42年9月18日

3 監査執行者

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

4 概況

(1) 補助事業予算の執行状況

ア 診療報酬審査支払特別会計予算

科 目	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
1. 診療報酬審査委員会経費	1,641,000	1,504,490	381,000	
2. 診療報酬審査支払事務経費	684,000	684,000		
報 告 費	957,000	820,490		
旅 費	11,834,000	11,805,655		
給 職 共 旅 費	6,574,000	6,570,622		
給 職 共 旅 費	3,515,000	3,515,000		
手 当 費	794,000	781,097		
手 当 費	165,000	153,685		
手 当 費	424,000	423,787		
手 当 費	352,000	351,462		
合 計	13,475,000	13,310,143	3,000,000	

イ 運営資金特別会計予算

歳 入

科 目	予 算 額	額 定 額	収入済額	収入未済額	備 考
預 託 金	45,430,000	45,398,840	45,398,840	0	県貸付金
会 社 収 入	16,000,000	16,000,000	16,000,000	0	
業 務 収 入	1,780,000	1,957,835	1,957,835	0	
越 年 収 入	100,000	205,407	205,407	0	
諸 収 入	1,880,000	2,278,289	2,278,289	0	
合 計	64,990,000	65,840,571	65,840,571	0	

歳出

科目	予算額	支出済額	不用額	備考
元利償還金	18,920,000	18,777,175	142,825	
預託金繰越金	45,430,000	45,398,840	31,160	
繰出金	500,000	500,000	0	
予備費	140,000	0	140,000	
合計	64,990,000	64,676,015	313,985	

(2) 主な補助対象事業の実施状況

了 診療報酬審査委員会開催状況 自昭和41年4月至昭和42年3月

区分	委員数	開催日数(延)	審査件数	委員1人1日当り審査件数	備考
医科	15人	36日	875,957件	平均 1,717件	
歯科	3	36	185,560	" 1,767	

1 診療報酬審査実績 自昭和41年4月至昭和42年3月

区分	請求(受付)		返戻及び審査による減		決定		決定率%
	件数	点数	件数	点数	件数	点数	
医科	882,484	217,293,125	4,808	2,980,057	877,676	214,313,068	98.6
歯科	187,071	52,428,194	906	211,351	186,165	52,216,833	99.3
計	1,069,555	249,721,319	5,714	3,191,418	1,063,841	246,529,901	98.7

ウ 診療報酬支払資金等の貸付実績

診療報酬支払資金として県が貸し付けた16,000,000円は、各保険者からの預託金とともに国民健康保険運営資金特別会計の財源においてられており、この運営資金の保険者に対する当年度貸付金の状況

は次表のとおりであった。

区分	件数	貸付金額	備考
診療報酬支払資金貸付金	22件	58,288,565	
運営資金貸付金	28	87,500,000	
合計	50	145,788,565	

5 留意事項

(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定の資金運用をみると、県補助金等の受入れが遅れる関係もあつて毎月の審査委員会並びに審査支払事務に要する経費の支払に支障を生じ、他会計勘定より一時繰替する等の資金操作を余儀なくしている。この業務に対する国庫補助金は各4半期ごとに交付を受けているので、県補助金も各4半期に概算交付するようにして資金運用の円滑を期するよう配慮されたい。

(2) 当会の「国民健康保険運営資金貸付規則」によると、貸付金利用料は、元金の返済期日に支払うことに定められているが、なかに遅れて収納されているものがある。このことについては前回の監査でも指摘したが、正規の期日に支払らわされるようにされたい。

- 1 監査実施箇所名 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
- 2 監査執行年月日 昭和42年9月18日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田 庄二
- 4 概況 同 中田 玉平

(1) 補助事業予算の執行状況

ア 社会福祉協議会活動事業

区 分	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
福祉活動指導員給与費	1,188,000	1,024,421	600,000	
その他の経費	146,300	146,171	118,000	
合 計	1,334,300	1,210,592	718,000	

イ 社会福祉事業

区 分	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
地域福祉推進強化促進費	75,000	72,072	65,000	
地域福祉推進強化促進費	66,100	67,578	55,000	
地域福祉推進強化促進費	35,500	37,070	30,000	
地域福祉推進強化促進費	54,400	54,400	50,000	
地域福祉推進強化促進費	94,000	94,146	85,000	
地域福祉推進強化促進費	20,000	18,937	15,000	
合 計	345,000	344,003	300,000	

ウ 心配ごと相談所運営事業

区 分	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
心配ごと相談所補助金	240,000	240,000	240,000	

エ 地区組織育成強化事業

区 分	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
研修会等派遣費	69,600	69,510		
研修会等派遣費	54,700	54,698		
研修会等派遣費	25,600	25,594		
研修会等派遣費	3,400	3,381		
研修会等派遣費	9,500	9,300		
研修会等派遣費	342,000	342,000		
合 計	504,800	504,483	486,000	

カ 老人福祉大会事業

区 分	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
老人福祉大会事業費	164,430	164,430	50,000	

キ 第12回中国地区保育事業研修会事業

区 分	予 算 額	決 算 額	県補助金	備 考
中国地区保育事業研修会事業費	55,000	55,000	55,000	

ク 世帯更生資金貸付事業

歳 入

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減 (△)	備 考
前年度繰越金	5,050,300	5,050,537	△ 63	
県補助金	16,400,000	16,400,000	0	
債還金	14,156,000	14,581,877	425,877	
貸付金	1,097,400	1,208,219	110,819	
雑収入	402,400	411,601	9,201	
合 計	37,106,400	37,652,234	545,834	

歳 出

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減 (△)	備 考
貸付金	33,606,000	32,871,500	△ 734,500	
貸付金	1,134,000	1,217,080	83,000	
貸付金	355,800	402,740	46,940	
貸付金	2,000,600	3,160,914	1,160,314	
合 計	37,106,400	37,652,234	545,834	

ク 世帯更生資金貸付事務
歳入

科	目	予算額	決算額	比較増減 (△)	備考
前年度繰越	金	1,900	1,840	△ 60	
県補助	金	891,100	891,100	0	
繰入金	金	1,529,200	1,418,080	△ 111,120	
雑収入	金	800	1,625	825	
借入金	金	100	0	△ 100	
合計		2,423,100	2,312,645	△ 110,455	

歳出

科	目	予算額	決算額	比較増減 (△)	備考
事務	費	1,860,800	1,751,197	△ 109,603	
交付	金	100,000	100,000	0	
弁償	金	386,400	386,400	0	
退職給与	金	74,800	74,800	0	
引当	金	100	0	△ 100	
返済	金	1,000	248	△ 752	
繰越	金				
合計		2,423,100	2,312,645	△ 110,455	

(2) 主な補助対象事業の実施状況

ア 社会福祉協議会活動事業

市町村及び県の地域における民間社会福祉活動を充実強化するため、福祉活動指導員を2名置き、民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行なうほか、指導、広報、その他の

活動を行っていた。

当年度の地域福祉活動指導状況は次のとおりである。

集団指導

市町村社協担当職員連絡会等各種会議に出席して指導 80回
個別指導

市町村社会福祉協議会を訪問して各種の指導 延 110回

イ 社会福祉事業

社会福祉に関する住民の自主的活動の育成、助長を図るための地域社会福祉協議会育成強化事業ほか5事業を実施していた。

ウ 心配ごと相談所運営事業

主として低所得者の生活上のあらゆる心配ごととの相談に応じ、適切な助言、指導を行ない、その福祉を図ることを目的として、市町村社会福祉協議会が設置する心配ごと相談所の運営費に対し次のとおり補助金を交付していた。

用瀬町社会福祉協議会	補助金	40,000円
北条町	"	40,000
日南町	"	40,000
境港市	"	40,000
智頭町	"	40,000
淀江町	"	40,000

エ 地区組織育成強化事業

社会福祉に関する地区組織の育成強化を図るため指導員の中央研修会への参加及び地方研修会の開催外4事業を施していた。
オ 老人福祉大会事業

、老人福祉大会を昭和41年9月13日開催し、講演会並びに意見発表を行ない老人福祉対策の強化推進を図っていた。

参加人員 約1,500名

カ 第12回中国地区保育事業研修会事業

中国各県の保育事業関係者約1,100名が参加し、施設運営、保育事業の諸問題を研究協議。

キ 世帯更生資金貸付事業

本事業は、低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行なうことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進をはかり、安定した生活を営なましめることを目的として実施するもので、当年度事業の状況は次のとおりであった。

ク 貸付金の元金は、当年度県からの補助金16,400,000円（うち国

（ウ）当年度の償還状況は次表のとおりで、償還率は前年度より16%上昇している。なお、当年度末現在の元金の収入済額累計は62,273,052円である。

補%)と、従来から交付を受けた県補助金102,900,000円である。
 (ウ) 当年度の貸付状況は次表のとおりである。なお、貸付決定したもののうち一部借り受けの辞退、停止等があつて実際当年度に貸し付けた額は32,871,500円で、当年度末における貸付総額は162,012,138円となっている。

資金の種類	区分		申込状況		貸付決定		申込みに対する決定の比	
	実人員	金額	実人員	金額	実人員	金額	%	%
更生資金	127	15,761,500	103	9,968,000	81.1	63.2		
身体障害者更生資金	46	6,232,000	37	4,072,000	80.4	65.3		
生活資金	2	115,000	0	0	0	0		
住宅資金	138	15,450,000	114	11,720,000	82.6	75.9		
学資	41	1,619,000	41	1,583,500	100.0	97.8		
養老資金	99	6,623,000	85	5,176,000	85.9	78.2		
養護資金	12	1,197,000	11	1,047,000	91.7	87.5		
災害資金	455	46,997,500	391	33,566,500	84.1	71.4		

資金の種類	区分			合計				
	当該年度	年度分	過年度分	償還計画額	収入済額	償還率		
更生資金	6,479,498	4,124,131	4,494,896	2,283,616	50.8	10,974,394	6,407,747	58.4
身体障害者更生資金	2,117,350	1,430,759	770,598	404,827	52.5	2,887,948	1,835,586	63.6
生活資金	9,010	8,760	8,970	2,980	33.2	17,980	11,740	65.3
住宅資金	2,192,383	1,758,079	398,872	221,055	55.4	2,591,255	1,979,134	76.4
学資	249,069	199,335	79,360	60,809	76.6	328,429	260,144	79.2
養老資金	2,709,204	2,046,472	1,891,042	1,059,450	56.0	4,600,246	3,105,922	67.5
養護資金	998,541	831,618	266,588	149,986	56.3	1,265,109	981,604	77.6
災害資金	14,755,055	10,399,154	7,919,306	4,182,723	52.9	22,665,361	14,581,817	64.3

5 留意事項

- (1) 世帯更生資金貸付規程第21条によると、市町村社協は借付書と引き替えに貸付金を交付するものとし、借付書は遅滞なく県社協会長に送付することになっているが、この借付書の送付の遅れているものがある。このことについては前年度の監査において指摘したところであるが、とくに過去に貸付した療養、修学資金の借付書でいまだに送付されていないものが散見されたので、これらについては市町村社協を指導してすみやかに送付させるようにされたい。
- (2) 世帯更生資金貸付金の償還状況は、前述したとおり当年度の償還率は64.3%で、前年度よりやや上昇しているが、当年度末現在の償還延滞元金は8,083,484円で前年同期よりむしろ増加している現状であるので、これが延滞額の収納促進に格別の配意を望む。
- (3) 民生(児童)委員協議会育成のため、社会福祉事業のうち民生(児童)委員活動事業費から西部地区協議会に対し12,000円を交付していたが、この事業報告書及び決算書が監査当時未提出のままであった。これら関係書類は事業終了後速やかに徴して実績の確認をする要がある。

- 1 監査実施箇所名 財団法人 鳥取県大阪青年寮
- 2 監査執行年月日 昭和42年7月19日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎 巖

4 監査実施箇所の概況

(1) 職員の配置状況

昭和42年3月31日現在

区分	寮長	寮母	計	備考
現員	1人	2人	3人	

従来寮母3名の処42.3.15、1名退職により現在2名である。

(2) 予算の執行状況

一般会計及び特別会計の執行状況は、次表のとおりであるが、入寮生に対する賄は、大阪給食株式会社との契約により直接同上会社と入寮生との代金決済方式となつたため、従来の「食費特別会計」は廃止された。(単位 円)

会計名称	予算額 円	収入額 円	支出額 円	差引残額 円
一般会計	4,753,000	4,742,908	4,740,123	2,785
育成事業特別会計	960,000	959,870	959,870	0
入寮保証金特別会計	1,217,000	1,212,546	852,546	360,000
維持管理引当金特別会計	467,000	466,073	500,725	165,348
職員退職積立金特別会計	50,000	48,991	20,891	28,100
計	7,447,000	7,430,388	6,874,155	556,235

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 入寮及び宿泊状況

昭和41年度における入寮及び一般宿泊の状況は次表のとおりで、昭和41年度中における入寮者延数は39,143人であり、前年度に比し12名の増加となつている。また、一般宿泊者延数は1,497人であり、

昨年度に比し140人の減少となっている。

区分	前年度末		当 年		度		一 般 延 宿 泊 数
	入寮者数	入寮者数	退寮者数	年度末	延入寮者数 年間	1日平均	
40	114	80	94	100	39,131	107	1,637
41	100	75	84	91	39,143	107	1,497
増 減	△ 44	△ 5	△ 10	△ 9	12	0	△ 140

5 留意事項

- (1) 長期出張又は入院等のため寮舎費を減免しようとするときは、青年寮庶務規程第17条の規定により、伺書をもつて理事長の承認を得て行なうようにされたい。
 - (2) 大阪給食株式会社給食のため使用する電気、ガス、水道料は契約により毎月寮生に提供した食事数に対応する使用料を支出の戻入金として徴収しているが収入に受入れ出来るよう検討されたい。
 - (3) 当寮の創設時、初度施設として県の出せん金によって購入された器具、備品類等が、基本財産として処理されており、また一方ではその購入した器具、備品類と合わせて、これをさらに運用財産として処理している。
- 貸借対照表、財産目録等財務諸表の不整合の原因となつているので、寄附行為第12条の規定に基づき、法人の基礎となるべき資産の区分を明確にするよう再検討されたい。
- 6 運営について
- (1) 寮の運営については諸規定の整備とともに漸次健全な管理体制を整

えつつあるが、職員の給与及び旅費並びに退職金の支払いにあたって、これらの根拠となる規定がないので早急に整備されたい。

- (2) 41年度末における寮職員は、寮長ほか寮母2名の計3名であるが、寮長は日常の庶務、会計事務に忙殺されがちであるので、経理担当職員1名の配置または大阪事務所職員を兼務として配置する等を検討し、寮の運営管理及び寮生の育成事業に万全を期するよう配慮されたい。
- (3) 現在の会計方式は官庁会計方式として、一般会計及び4特別会計により処理されているが、経営状態の把握及び財産の正確なる記録を図るため企業会計方式の採用について検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 鳥取県信用保証協会
 - 2 監査執行年月日 昭和42年8月9日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜 庄 田 二
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫
同 河 崎 巖
- 4 概 況
- (1) 職員の状況

職 等	区 分										計	
	会長	専務理事	専務理事	専務理事	監事	総務課	業務課	管理課	調整課	支所		連絡所
現 員	1	1	1	15	3	4	7	7	2	4	3	48

- (2) 経理状況
- 当期中の収支及び当期末現在の貸借対照表は下記のとおりである。

イ 借入金について

借入金の状況は次表のとおりで当期中において中小企業信用保険公庫から長期分として117,000千円、短期分として35,000千円、県から短期分として100,000千円、市町村から短期分63,499千円、金融機関から短期分125,000千円、総額440,499千円を借入れし、このうち349,160千円を返済し、当期末残高は479,999千円となっている。

(単位 千円)

借入先	前期末残	当期中借入高	当期中返済高	当期末残	長期・短期別	
					長期	短期
中小企業信用保険公庫	242,000	117,000	42,000	317,000		
中小企業信用保険公庫	11,000	35,000	33,000	13,000		
鳥取県	0	100,000	100,000	0		
鳥取市	10,000	12,000	22,000	0		
鳥取市	12,000	12,000	12,000	0		
米子市	5,500	7,000	5,500	7,000		
倉吉市	3,500	3,500	3,500	3,500		
境港市	24,660	28,999	26,160	27,499		
山陰合同銀行	80,000	125,000	105,000	100,000		
計	388,660	440,499	349,160	479,999		

ウ 信用保証状況について

(ア) 信用保証申込状況について

信用保証申込処理状況は次表のとおりで、当期中における保証承諾は2,200件、2,098,257千円で前期2,327件、2,075,214千円に比し、23,043千円増加(9.9%)し、当期中累計は20,622件13,388,548千円となっている。

また、当期中の申込みに対する承諾率は94.9%で前期(91.8%)に比し、3.1%増加している。

(単位 千円)

区	分	前期末	当期中	当期末	備考
保証申込	件数	18,959	2,242	21,201	
	金額(A)	12,124,161	2,211,857	14,336,018	
拒絶	件数	51		51	
	金額	71,690		71,690	
取消	件数	464	52	516	
	金額	567,464	108,650	669,114	
査定減	件数	430	27	457	
	金額	153,116	14,600	167,716	
調査中	件数	22		12	
	金額	48,600		38,950	
保証承諾	件数	18,422	2,200	20,622	
	金額(B)	11,290,291	2,098,257	13,388,548	
承諾率	(B/A)	93.1%	94.9%	93.4%	

(イ) 保証後の処理状況

保証後の処理状況は次表のとおりで、保証承諾後において取消、償還、代位弁済等が行なわれた結果、当期末における保証貸付現在額は、一般分2,646件3,304,877千円、特別小口分150件44,832千円、県小口分1,686件309,874千円、火災復興分18件8,974千円、合計4,500件3,668,562千円となっている。

代位弁済額は、当期中において183件159,963千円で前期(116件124,452千円)に比し、67件35,511千円の増加(28.5%)となつており、保証承諾に対する代弁率は当期末において6.5%で前期末の6.5%と同率である。

回収額は当期中40,620千円で前期の20,871千円に比し、19,749千円増加しているが、代位弁済額に対する回収率は、当期末34.5%で前期末に比し2.0%の減少となつている。

次に求償権は、当期末において102,762千円(不良求償権の償却分482,938千円を除く。)の現在高となつており、償却求償権は当期末において179,125千円となり、これの回収額は53,434千円で、差引125,691千円の当期末現在高となつている。

(保険償却分を除く)

(単位 千円)

区 分	前 期 末	当 期 中	当 期 末		
				件 数	金 額(A)
保 証 承 諾	18,422	2,200	20,622		
	11,290,291	2,098,257	13,388,548		
保証貸付現在額	4,384		4,500		
	3,118,616		3,668,562		
代位弁済額	1,622	183	1,805		
	733,902	159,963	893,865		
弁 済 率	6.5%		6.5%		
	624	73	687		
回 収 額	267,545	40,620	308,165		
	36.5%		34.5%		

求 償 権 償 却	件 数	金 額	706	101	807
求償権現在高	302	89,761			311
					102,762

(償却求償権)

(単位 千円)

区 分	前 期 末	当 期 中	当 期 末	備 考
償却求償権高 (A)	150,265	28,860	179,125	保険金で補てんされる額を除く。
回 収 高 (B)	42,648	10,786	53,434	
差 引 現 在 高	107,617		125,691	
回 収 率 (B)/(A)	28.4%			

5 留意事項

(1) 代位弁済について

(ア) 保証申込みに対する保証承諾状況は前述したとおり前期承諾率91.8%に対し、当期94.9%で3.1%の増加率を示しており保証の増大に努力されているが、保証承諾に対する代位弁済率は、前期末と当期末を比較すれば6.5%の同率とはいえ金額にすれば35,511千円(67件)と増加している。特に一般(大口)貸付の代位弁済が増加の傾向にあるので、保証審査にあたっては、本県経済の実態と零細企業者の置かれている地位とを十分勘案しつつ本制度の円滑な運用についてより慎重を期しよう努められたい。

なお、42年3月より保証承諾の迅速化を図るため会長の保証専決限度額を従来の100万円から500万円に引き上げ、その効果を期待す

ることとなったが、これが保証にあつては厳正を期し安易な保証とならないよう特に留意する要がある。

(4) 代位弁済の適正化については、金融機関の協力を得て、最終期限経過報告書を3ヶ月毎の末日締切で徴して保証カードを作成するほか、割払い延滞者(事故)報告書を毎月徴する等早期代位弁済による期限経過保証債務の減少に努力されているが、期限経過後相当日数を経過したもので代位弁済の遅れているものが散見された。

前期代弁済利息12,995千円に対し、当期代弁済利息14,615千円で1,620千円の増加となつているので、期限経過のものに対しては早期に代位弁済をし、代弁利息の軽減を図るよう努められたい。

(2) 求償権の回収について
求償権の回収については常に意を用い、相当努力されており、前期回収額20,871千円に比し当期回収額は40,620千円で19,749千円増加している。しかしながら、前期末における代位弁済額に対する回収率36.5%に比し、当期末は34.5%で、2.0%の低下となつてい

る。これが回収の向上について確たる方針の下に計画を立てて行なう等、なお、一層の努力を望む。

(3) 保険金の請求時期について
代位弁済した元金に対する信用保険公庫への保険料請求手続きまで一部遅延しているものがあつた。これは、資金運用に関連があるので所定の期日に請求をするよう留意されたい。

- 1 監査実施箇所名 鳥取県経済農業協同組合連合会
- 2 監査執行年月日 昭和42年6月21日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

当連合会が昭和41年度の補助事業として実施した事業は次のとおりである。

事業名	事業費	補助金額
麦生産対策事業	4,926,000円	2,955,960円
農業協同組合畜産指導員設置事業	4,250,443	1,000,000
鳥取県畜産共進会開催事業	1,285,983	536,000
移出野菜集団産地育成価格安定対策事業	537,826	179,275
野菜指定産地指導員及び情報連絡員設置事業	137,500	137,500
特産野菜原種圃、採種圃及びわさび育苗圃設置事業	461,000	461,000

5 留意事項
(1) 麦生産対策事業

ア 本事業で、乗用トラクター、施肥播種機等17点の農業機械の購入に要した事業費4,926,000円に対し補助金2,955,600円を交付しているが、補助金の交付決定通知に当つては、農業機械の「購入するた

めに要する経費」の「要する経費」の範囲を明定するようにされた
イ 前記によつて取得した農業機械は特定の農業協同組合及び生産組合に貸し付け利用されているが、1件5万円以上の取得価格のもの

については「事業開始の時から2年以内は買い取ることができない」旨を契約書で定めている。他の補助事業における通例的な補助条件の制限期間及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(大蔵省令)」に定める耐用年数に照し、著しく短期限と思われるので、補助事業で取得した財産の処分制限については補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、その期間を定めるよう検討善処されたい。

(2) 移出そ菜集団育成価格安定対策事業

当連合会が行なつた補償額537,826円に対し補助金179,275円を交付しているが、補助金交付申請書は、事業の性質上当該補助事業の完了した後に事業計画書及び収支予算書を添付し提出されており、その内容は別途提出されている実績報告書と同一のものである。実態に同じ事務処理の簡素化について検討されたい。

(3) 野菜集団産地育成指導事業

野菜指定産地(大栄町)における生産および出荷に関する指導を行なうため、指定産地指導員および情報連絡員を設置することについて、県と当連合会との間に委託契約を締結し委託料137,500円を交付しているが、この事業は(4)の事業と同様「鳥取県補助金等交付規則」第2条第1項第4号の適用を受けるものであるので同規則に従つて補助金等の事務処理をされたい。

(4) 特産そ菜原種圃、採種圃及びわさび育苗圃設置事業

ア にんじん、白ねぎ、そら豆、加工用トマトの純系優良種子及びわさび育苗圃を設置することについて県と当連合会との間に委託契約書を締結し委託料461千円を交付しているが、委託料(委託事業費)

の額を減収補償方式のみにより算定し交付していることは、委託の本質からみて妥当とは認められない。委託料の交付は原種圃、採種圃及びわさび育苗圃設置に要する経費をも考慮して交付すべきであると思われるので検討されたい。

イ この事業は、県と当連合会との委託契約、さらに、当連合会と原種圃、採種圃及びわさび育苗圃を設置する農家との再委託契約によつて実施され、また、委託料は、当連合会、農協を通じて受託農家に交付されていて、連合会を受託者とする県との契約書の締結による事業実施は単に名目にすぎないものと思われる点があるので、このような補助事業の合理的なあり方について根本的に検討の上、効果的な運営に努められるよう望む。

ウ 本事業にかかると実績報告には、そさい品目、設置場所、面積、生産数量、配布数量を記載するのみで、事業に要した経費の収支決算の記載がなく、事業費は確認不能であつた。本事業は鳥取県補助金等交付規則第2条第1項第4号に規定する「その他相当の反対給付を受けない給付金及び委託料」に該当する「補助金等」であるので、アと関連して記載事項の改善を図り実績報告書を整備するようになされたい。

1 監査実施箇所名	社団法人 鳥取県畜産会
2 監査執行年月日	昭和42年8月21日
3 監査執行者	監査委員 浜田庄二 同 中田玉平 同 伊藤武夫

<p>4 概況 同 河崎 敏</p> <p>当会が昭和41年度の補助事業として実施した事業は次のとおりである。</p> <p>事業名 事業費 補助金額</p> <p>畜産コンサルタント事業 2,321,635円 2,280,000円</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 家畜飼養農家の経営および生産技術等を専門的、総合的に診断分析および助言指導等を実施した畜産コンサルタント事業費2,321,635円に対し補助金2,280,000円の交付を行なっているが、該補助金の交付申請書に記載されている事業計画は、事業項目と事業費のみの記載であつて該事業費の算定基礎となる事業量の記載がなく、従つて、事業費の算定が明確でないものに補助金の交付決定および通知を行なつていた。これは、該補助金交付要綱に定める様式が不備であることに起因しているものである。速かに同要綱の改訂を図り、補助金交付申請書に記載する事業計画は各事業区分毎に具体的、数量的に事業量を記載させ適正な補助金の交付の決定を行なうべきである。また、実績報告書についても同様である。</p> <p>1 監査実施箇所名 鳥取県中部木材協同組合連合会</p> <p>2 監査執行年月日 昭和42年8月22日</p> <p>3 監査執行者 監査委員 浜田庄二 同 中田玉平 同 伊藤武夫 同 河崎敏</p>	<p>4 概況 同</p> <p>当連合会が昭和41年度の補助事業として実施した事業は次のとおりである。</p> <p>事業名 事業費 補助金額</p> <p>木材生産合理化促進事業 1,800,000円 1,200,000円</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 本事業は、当連合会が組合員のために行なう木材生産事業の合理化をはかるため、機械装備に要する事業費1,800,000円に対し補助金1,200,000円を交付しているものであるが、当該補助金の交付申請後に機械の受入準備体制が十分でない等のため補助金の交付決定が遅延し、機械導入が昭和42年3月となり、昭和41年11月29日に購入した原木、782m³の木材生産は請負に出し、せつかく導入した機械が利用されていないことは遺憾である。補助の目的は、究極的には木材生産計画の円滑な実行に資するためのものであるので、原木の確保と併せて機械の導入を図りその効率的な活用を期すべきであつた。今後一層の配慮を望む。</p> <p>(2) 前記事業で取得した集材機2台1,662,000円、チェーンソー1台138,000円は口頭契約により購入されているが、該物品の購入は書面による契約を行なうよう配慮されたい。</p> <p>1 監査実施箇所名 鳥取県農業協同組合中央会</p> <p>2 監査執行年月日 昭和42年9月12日</p> <p>3 監査執行者 監査委員 浜田庄二</p> <p>4 概況 同</p>
---	---

当会が昭和41年度の補助事業として実施した事業は次のとおりである。

事業名	事業費	補助金額
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金 (農協講習所分)	1,012,362円	800,000円
同 (国庫分)	4,570,423円	1,896,000円
同 (単県分)	741,810円	400,000円

5 留意事項

(1) 中央会事業活動促進費補助金 (農協講習所) について

ア 当会が各農協の新規採用職員、女子職員、営農指導員を対象として研修会を行なった事業費1,012,362円に対し補助金800,000円を交付しているが、補助条件で補助事業が予定期間内に完了しない場合は知事に報告し、その指示を受けることとなっているのに、その予定期間が申請書に明記されていない。また、該補助金の交付要綱で、事業に係る軽微な変更についてはそのつど知事が定めることに規定されているが、なんらの定めも行なわれていない。事務処理を適正にされたい。

イ 当会が研修職員の宿泊施設に当てるため、旧農業講習所施設を借受けていたものを、昭和41年3月31日返還していたが、貸借物件 (備品) の返還については書面により受渡を明確にしておくべきである。

ウ 事業費のうち、事務費25,000円、消耗品費5,000円を講習所費外の子算に戻し入れされていたが、使途の内容が明らかでない。使途を明確にし補助金経理に遺憾のないようされたい。

エ 退職給与引当金はその性格からして補助対象から除外すべきもの

と史料される。検討されたい。

(2) 中央会事業活動促進費補助金 (単県) について

ア 組織整備指導費で、合併農協の指導に要した旅費178,505円を支出しているが、前記支出済額中には間接補助事業の対象経費である旅費 (汽車賃) が含まれている。すなわち、汽車賃は間接補助事業で、日当は単県補助事業で支出されているので鳥取県補助金等交付規則第20条第1項に定める「補助金等を他の用途に使用」の規定に抵触し、その補助金経理は適正と認められなない。該補助金経理は、間接補助事業と単県補助事業に区分して行なうべきである。

イ 前記旅費 (178,505円) の支出に当り、合併農協の組織整備指導旅費 (日当) は、月額1人当り2,000円 (ただし10月分のみ1,000円) の定額の支給方法により38,000円を支出しているが、旅行 (指導) 実績による旅費 (日額) は22,550円で結局15,450円の過当支出となっている。指導実績日数に基づき支出すべきである。

- 1 監査実施箇所名 鳥取県森林組合連合会
- 2 監査執行年月日 昭和42年9月12日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
- 4 概況

当連合会が昭和41年度の補助事業として実施した事業は次のとおりである。

事業名	事業費	補助金額
山行苗木需給調整事業	1,540,431円	500,000円

事業名 林業用種苗代金早期決裁資金の貸付金
 貸付金額 10,000,000円

5 留意事項

(1) 当連合会が植林施業者の委託を受けて購入した種苗代金を早期決裁するため、鳥取県と当連合会との間に締結した「貸付契約書」に基づき10,000千円の貸付金をもって事業の運営に当たっているが、その資金は当連合会の一般勘定科目内において経理運用されている。前記契約書第1条で「(貸付金額および使途)」が約定されていること等からして、本資金については別に勘定科目を設けて経理運用することが適当と思料されるので検討善処されたい。

- 1 監査実施箇所名 財団法人 鳥取県育英会
 - 2 監査執行年月日 昭和42年9月11日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
 - 4 概況 同
- (1) 補助事業予算の執行状況
 了 育英会予算
 入

科目	目	予算額	収入済額	差引増減	摘要
県	補助金	11,759,000	11,680,394	△ 78,606	
市	補助金	3,015,000	3,289,000	274,000	
町	補助金	2,009,000	1,638,000	△ 371,000	
特別会計	繰入金	1,053,000	899,148	△ 153,852	
繰越	金	767,000	1,315,305	548,305	
預金	利息	80,000	127,335	47,335	
雑	収入	1,000	0	△ 1,000	
合	計	18,684,000	18,949,182	265,182	

歳出

科目	目	予算額	支出済額	不用額	摘要
報	酬費	120,000	120,000	0	
会	議費	68,000	45,085	22,915	
事	務費	168,000	168,000	0	
負担金	補助及び交付金	720,000	720,000	0	
償還金	及び利息	16,085,000	15,903,048	181,952	
積立	金	1,522,000	969,000	553,000	
子備	費	1,000	0	1,000	
合	計	18,684,000	17,925,133	758,867	

1 学生寮明倫館、清和寮整備費予算
 入 歳

科 目	予 算 額	収 入 済 額	差 引 増 減	摘 要
泉 補 助 金	1,690,000	1,690,000	0	
運 用 金 利 子 収 入	1,000	0	△ 1,000	
雑 収 入	1,000	0	△ 1,000	
合 計	1,692,000	1,690,000	△ 2,000	

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済 額	不 用 額	摘 要
整 備 工 事 費	1,600,000	1,600,000	0	
事 務 費	90,000	90,000	0	
予 備 費	2,000	0	2,000	
合 計	1,692,000	1,690,000	2,000	

(2) 補助事業の実施状況

ア 鳥取県学生寮明倫館建設に対する借入金にかかる元金及び利子償還 (借入金総額47,260,000円を昭和39年度から10か年の均等償還。利子は日歩2銭1厘1毛) で41年度償還状況は下表のとおり。

区 分	昭 和 41 年 度 償 還 額			同 左 財 源 内 訳		摘 要
	元 金	利 子	合 計	県補助金(%)	市町村補助金(1%)	
支払期日	円	円	円	円	円	
41. 9.30	2,565,000	1,459,880	3,822,880	2,548,586	1,274,294	
42. 3.31	2,565,900	1,361,158	3,724,158	2,482,772	1,241,386	
合 計	4,726,000	2,821,038	7,547,038	5,031,358	2,515,680	

イ 鳥取県関西学生寮建設に対する借入金の元金及び利子償還 (借入

金総額44,320,000円を41年度から10か年の均等償還。利子は年6分5厘) で41年度償還状況は下表のとおり。

区 分	昭 和 41 年 度 償 還 額			同 左 財 源 内 訳		摘 要
	元 金	利 子	合 計	県補助金	市町村補助金	
支払期日	円	円	円	円	円	
42. 3.31	4,432,000	2,880,800	7,312,800	5,247,000	2,065,800	

ウ 鳥取県学生寮清和寮整備事業に対する借入金の元金及び利子償還 (借入金総額6,200,050円を昭和41年度から10か年の均等償還、ただし昭和41年度のみは620,050円とする。利子は年6分5厘) で当年度償還状況は下表のとおり。

区 分	昭 和 41 年 度 償 還 額			同 左 財 源 内 訳		摘 要
	元 金	利 子	合 計	県補助金(%)	市町村補助金(1%)	
支払期日	円	円	円	円	円	
42. 3.31	620,050	405,005	1,025,055	682,056	341,017	

エ 鳥取県学生寮名誉寮長に対する報酬

支出済額 120,000円 (県補助金120,000円)

オ 鳥取県学生寮誠之館管理者に対する報酬

支出済額 600,000円 (県補助金600,000円)

カ 鳥取県学生寮明倫館下水道整備工事、清和寮玄関廻り改造並びに増築工事

事業名	事業費			同左に對する県補助金	摘要
	工事費	事務費	合計		
明倫館下水道整備工事	667,500	40,000	707,500	707,500	普工41,8.20 竣工41,10.22
清和寮玄関廻り改造 1部増築工事	922,500	50,000	982,500	982,500	普工42,2.25 竣工42,3.25
合計	1,600,000	90,000	1,690,000	1,690,000	

5 留意事項

- (1) 清和寮玄関廻り改造並びに増築工事によつて基本財産(建物)に異動を生じていたが、この異動に伴う諸手続と財産目録の記録整理がなされていなかった。善処されたい。
- (2) 県学生寮の整備並びに改造工事の竣工検査を県に行なわせていたが、検査委員の手続がなされていない。善処されたい。
- (3) 学生寮明倫館建設に対する借入金にかかる元利償還は、県と市町村からの補助金を財源にして9月末と3月末の2回に支払つているが9月末に支払う元利償還金に対する町村補助金の受入れの遅れているものがあつた。適期に交付方を要請されたい。

- 1 監査実施箇所名 財団法人 米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会
- 2 監査執行年月日 昭和42年4月17日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 新見修
同 竹の家 啓三郎

4 概況

- (1) 補助対象及び補助率
国立米子工専建設地元協力事業の経費に充当する。補助率は事業費、事務費の1/2
- (2) 昭和41年度中の事業執行状況
ア 排水路新設工事
グラウンド側に排水路新設延長101.8mを840,000円で施工、排水暗渠改良工事、暗渠1箇所を52,000円で施工
イ 校庭整地費
校庭(グラウンド隣)整備用に赤土購入15,400m²厚さ13cm土入れを1,500,000円で施工
ウ 竣工式挙行費
校舎落成による竣工式を昭和41年10月30日に挙行するための経費として寄附金(県、米子市1/2寄附) 250,000円
エ その他
事務費 30,029円
- (3) 収支状況(昭和42年3月31日現在)

歳入	科目	目	予算額	収入済額	予算額に比し増減
財 産 收 入	附 金	寄 附	1,000	25,911	24,911
		寄 附	2,752,000	2,446,118	285,882
		合 計	2,753,000	2,472,029	△ 280,971

(注) 財産収入は銀行預金利子、寄附金は県と米子市が折半

歳出科目	予算額	支出済額	不用額	
			不用額	繰入歳出差引額
事業費	35,000円	30,029円	2,971円	
事業費計	2,700,000円	2,442,000円	258,000円	
合計	2,735,000円	2,472,029円	260,971円	0円

鳥取県補助金等交付規則第14条に基づき補助事業等の完了届が昭和42年3月17日付をもつて提出され、同規則第15条第1項に基づき検査を昭和42年3月23日に執行、当該補助事業等に係る県補助金の精算交付が昭和42年3月31日に行なわれて補助事業が完了していた。

- 1 監査実施箇所名 鳥取県新生活運動協議会
- 2 監査執行年月日 昭和42年8月8日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎 敏
- 4 概況 (1) 補助事業予算の執行状況

区分	予算額	決算額	同左財源内訳	
			県補助金	負担その他
協議会費	76,000円	76,000円	76,000円	—
各課連絡会費	4,000円	4,000円	4,000円	—
事業費	850,000円	840,000円	610,000円	230,000円
優良団体表彰費	500,000円	500,000円	500,000円	—
美化推進大会費	30,000円	20,000円	20,000円	—
泊り合い集会費	190,000円	190,000円	40,000円	150,000円
青少年野外活動費	100,000円	100,000円	20,000円	80,000円
事業共催費	10,000円	10,000円	10,000円	—
中国クラブ協議会費	20,000円	20,000円	20,000円	—
事務局費	770,100円	776,474円	310,000円	466,474円
合計	1,700,100円	1,696,474円	1,000,000円	696,474円

(2) 主な補助対象事業の実施状況

- 新生活運動協議会
- 総会1回、理事会4回、美化推進協議会4回、企業体推進委員会7回
- 1 優良団体表彰
県下各地域、団体、職域、学校等の自主的にして持続性のある美化活動に対して奨励金を交付していた。
- 交付額 500,000円(学校、地区等87団体)
- 美化推進大会
昭和42年2月24日 倉吉市において開催

エ 泊り合い集會

実践地区の住民有志が団体となつて、他の実践地区有志と交互に訪問し、1泊2日間で視察研究討議し、各自の視野を広め、今後の運動推進に努力していた。

第1組 鳥取市伏野——淀江町小波、亀甲

10月6～7日淀江で 12月7～8日伏野で

第2組 用瀬町用瀬——東伯町八橋

12月8～9日八橋で 3月2～3日用瀬で

第3組 鳥取市吉岡温泉町——鹿野町鹿野

3月11～12日吉岡で 3月18～19日鹿野で

オ 働く青少年の野外活動

中・小企業等に働いている青少年にワークキャンプを通じて団体生活、協同性、規律を体得し市民性を高め、これを機会に「よい仲間づくり」のグループ活動への発展をはかっていた。

カ 働く青少年の集い

第1回 2月20～22日 青年の家で

第2回 10月1～2日 青年の家で

キ ワークキャンプ

7月30～31日 鳥取砂丘で

5 留意事項

(1) 本協議会の規約第16条によると、役、職員等の費用弁償等の額及び支給の方法は、規程でこれを定める。とあるが、現在何らの定めがなされていない。財務会計の適正を期するため、これら規定を設けるとについて検討の要がある。

(2) 役員の旅費予算が不足して理事会出席役員の費用弁償を事務局職員

の旅費予算から支出しているものがある。予算の適正な執行をはかられたい。

なお、理事会開催にあたり、理事の欠席が多く、時には過半数にも満たない場合がある。多数の出席を求めて円滑な運営を期する要がある。